

明細書の無料発行義務化について

1. 明細書の原則無料発行義務化の経緯

明細書の発行については、患者の視点の重視の観点から、患者への医療費の内容の情報提供を進めるために、領収証の発行と併せて医療機関等への義務化を進めてきた。

平成20年度改定

レセプト電子請求の義務付け対象となっている医療機関について、患者の申し出があった場合の明細書発行を義務付け(実費徴収可)

平成22年度改定

レセプト電子請求の義務付け対象となっている医療機関、薬局について、正当な理由の無い限り、原則として明細書の無料発行を義務付け

- 正当な理由 ① 明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用している場合
② 自動入金機の改修が必要な場合

正当な理由に該当する旨、明細書発行の手続き、費用徴収の有無、その金額などを院内掲示する。

電子請求が義務付けられていない場合は、明細書発行の有無、手続き、費用徴収の有無、その金額など明細書発行に関する状況を院内掲示する。

新 明細書発行体制等加算 1点

電子請求を行っており、明細書を無料発行している診療所に対する再診料の加算

届出施設 59, 661施設(平成22年7月1日現在 保険局医療課調べ)

平成22年度診療報酬改定について 答申 附帯意見(抄)

15 明細書発行の実施状況等を検証するとともに、その結果も踏まえながら、患者への情報提供の在り方について検討を行うこと。

(参考)

○ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)(抄)

(領収証等の交付)

第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するとき、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

○ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)(抄)

(領収証の交付)

第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するとき、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

下線部分が平成22年4月改正部分

2. 無料発行義務化のスケジュール

平成22年4月より、レセプト電子請求が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局について、明細書の原則無料発行が義務付けられた

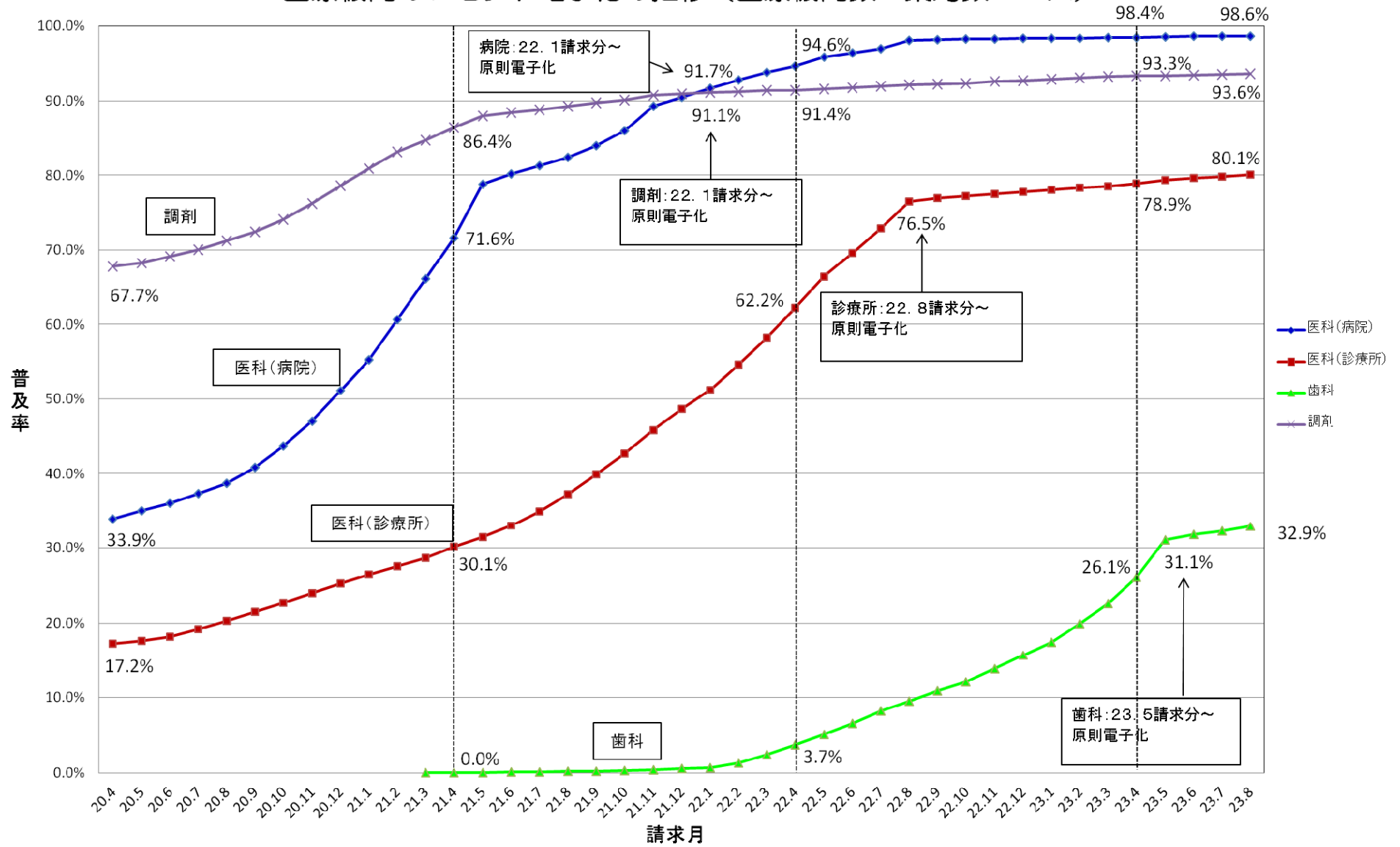
		レセプト電子請求の義務付け対象	レセプト電子請求の義務付け 例外規定		
			【手書き】	【高齢者】	【リース期間切れ等】
医科	病院	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月～ 400床以上で レセプト電子請求を行っているもの(注1) 平成21年4月(注2)～ 400床未満で レセプト電子請求を行っているもの(注1) 平成22年7月～ レセプトコンピュータを使用しているもの 	レセプトコンピュータを使用していない場合 ⇓ 紙で請求可 (電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとする)	常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて65歳以上の診療所・薬局(レセプト電子請求が可能な場合を除く) ⇓ 紙で請求可	レース期間切れ等 ⇓ 紙で請求可
	診療所	平成22年7月～ レセプトコンピュータを使用しているもの			レセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間の終了まで (最大平成26年度末) ⇓ 紙で請求可
歯科		平成23年4月～ レセプトコンピュータを使用しているもの			年間請求件数が1200件以下の薬局のレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間の終了まで (最大平成22年度末) ⇓ 紙で請求可
薬局		平成21年4月(注2)～ レセプトコンピュータを使用しているもの			

原則	正当な理由(※)に該当する場合
明細書無料発行義務付け	希望する患者にのみ明細書発行義務付け(費用徴収可) ※正当な理由 ①明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している保険医療機関又は保険薬局であること。 ②自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な保険医療機関又は保険薬局であること。 正当な理由に該当する旨及び希望する患者には明細書を発行する旨(明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。)を院内掲示等で明示すること。

明細書の発行義務付けなし
ただし、明細書発行に関する状況(明細書発行の有無、明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む)を院内又は薬局内に掲示すること。 (注1)レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合を含む (注2)平成21年4月時にオンライン請求を行えなかった病院・薬局は平成21年12月診療分から。 ※この他、レセプト電子請求については、個別事情(回線障害、業者の対応遅れ、改築工事中、概ね1年以内に廃院予定、その他特に困難な事由)による猶予規定あり。
訪問看護: 電子請求の義務付け予定なし。 明細書については、患者から求めがあった時は発行に努めること。 柔道整復: 電子請求の義務付け予定なし。 明細書については、患者から発行を求められた場合には、交付することとされた。

(参考)

医療機関のレセプト電子化の推移（医療機関数・薬局数ベース）



普及率については、社会保険診療報酬支払基金調べ

3. 「正当な理由」の届出に関する現状

(1) 明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出数

「正当な理由」を届け出ている医療機関等は、患者から求めがあった場合に、明細書を発行する取扱いとなっている。

区分	電子レセプト請求を行っている医療機関等数(A)	「正当な理由」届出医療機関等数(B) (電子請求を行っているものうち、届出医療機関等の割合:B/A)	「正当な理由」の内容		費用徴収の届出をしている医療機関等数(C) (「正当な理由」を届け出ている医療機関等のうち、費用徴収の届出をしているものの割合:C/B)
			明細書発行機能が付与されていないレセコンを使用	自動入金機の改修が必要	
病院	8,532	761 (8.9%)	270	509	149 (19.6%)
診療所	70,407	1,325 (1.9%)	1,260	69	436 (32.9%)
歯科	23,387	1,049 (4.5%)	1,013	36	414 (39.5%)
薬局	49,885	115 (0.2%)	112	3	24 (20.9%)
合計	152,211	3,250 (2.1%)	2,655	617	1,023 (31.5%)

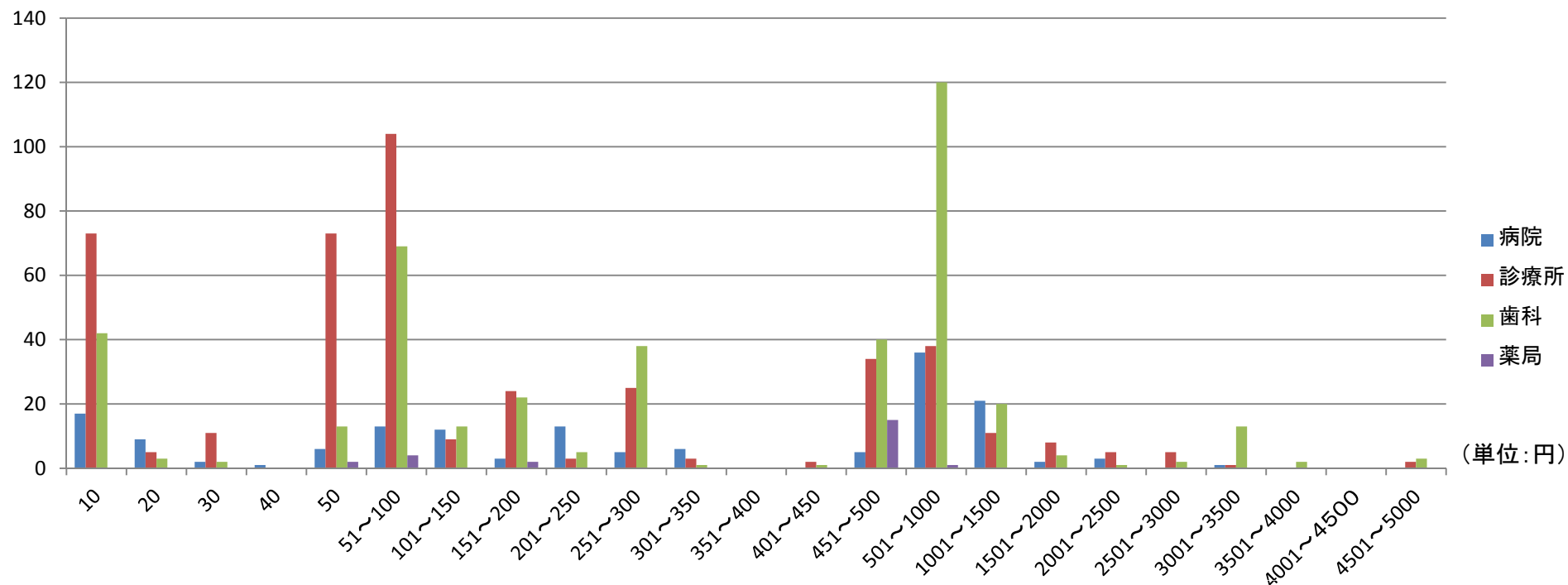
注) 電子レセプト請求を行っている医療機関等数については平成23年7月診療分

「正当な理由」届出医療機関数については、平成23年9月20日時点の厚生局への届出すべてを医療課において集計。

「正当な理由」の内容については、両方を届け出ている医療機関等があるため、届出医療機関数と一致しないことがある。

(2)「正当な理由」を届出している医療機関等の費用徴収の金額

(単位:医療機関等数)



(単位:円)

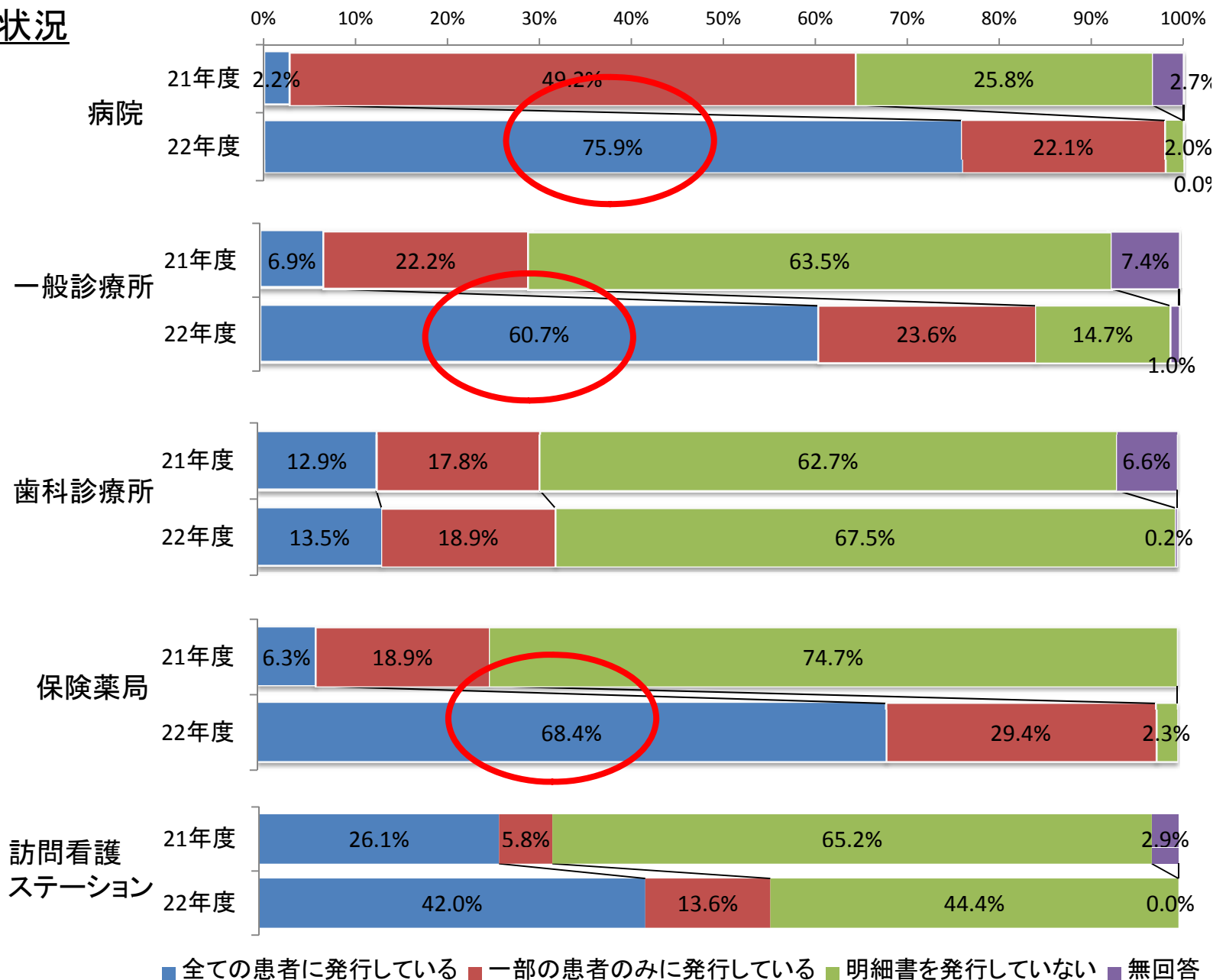
	最大値	最小値	中央値	平均値	標準偏差
合計(n=1,029)	5,000	10	200.0	482.5	692.3
病院(n=155)	3,150	10	300.0	450.8	504.8
診療所(n=436)	5,000	10	100.0	341.0	624.6
歯科(n=414)	5,000	10	325.0	648.8	795.2
薬局(n=24)	1,000	50	500.0	391.7	223.0

費用徴収の金額については、平成23年9月20日時点の厚生局への届出すべてを医療課において集計。

4. 明細書発行原則義務化後の実施状況調査の主な結果 (改定の結果検証調査)

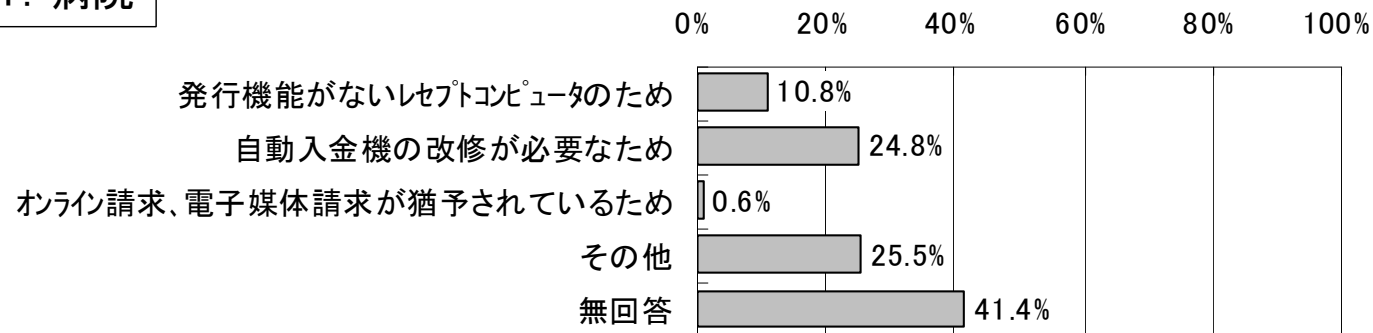
(1) 施設調査 (平成22年11月末現在の状況調査)

明細書発行の状況 (施設調査)



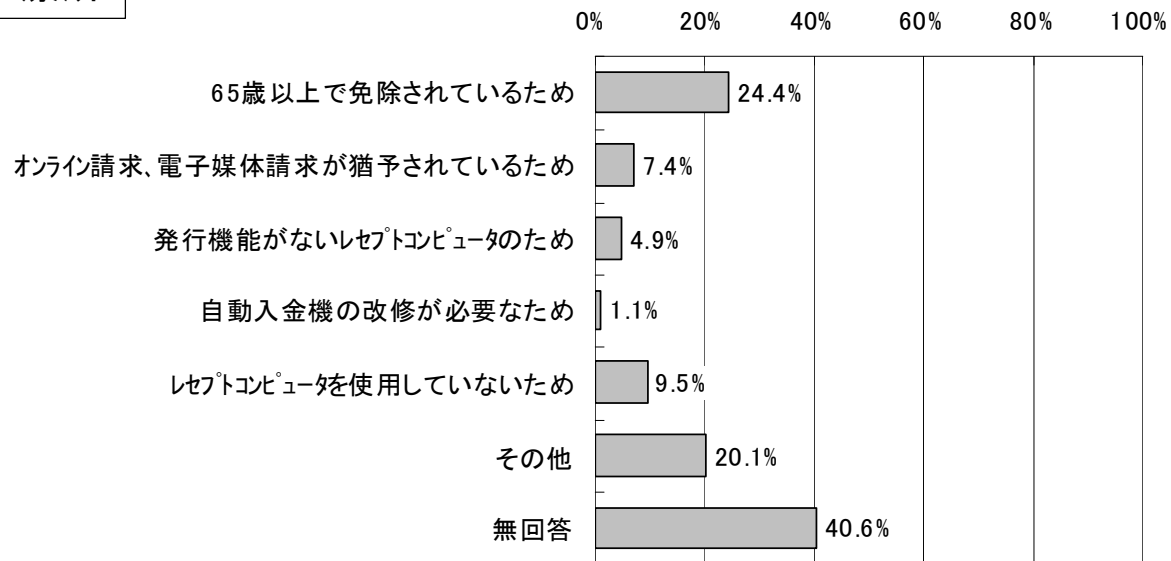
無料発行義務化に対応していない理由(施設調査)

1. 病院



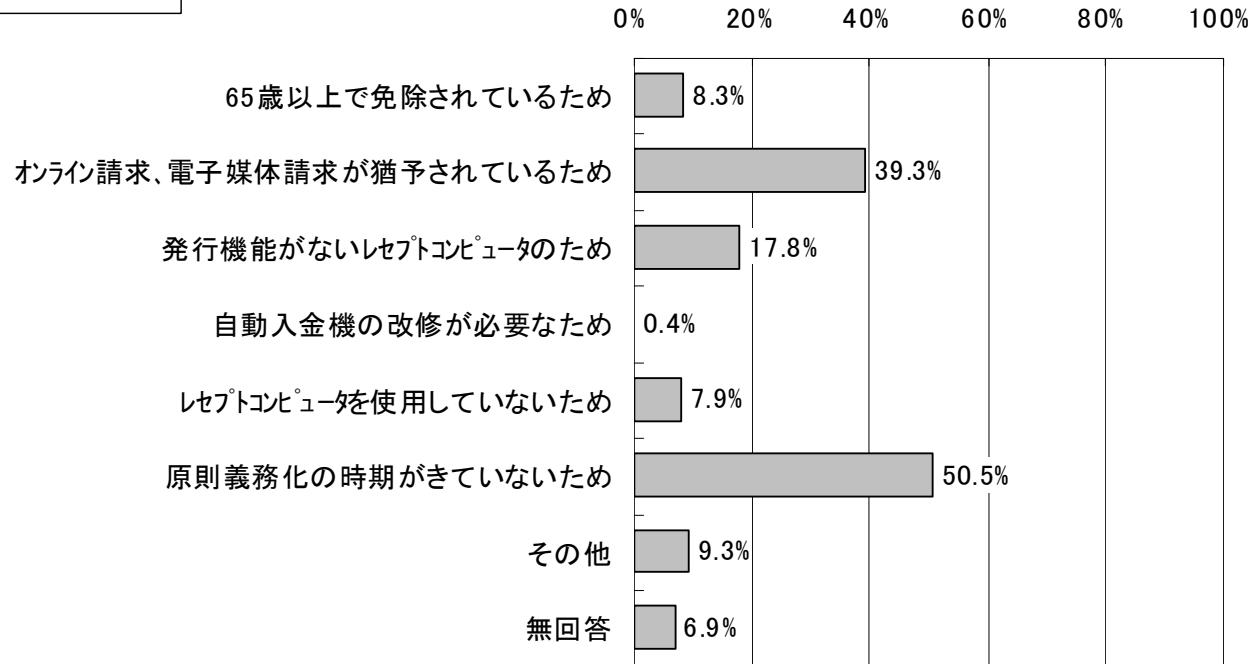
※「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」が多く挙げられた。

2. 一般診療所



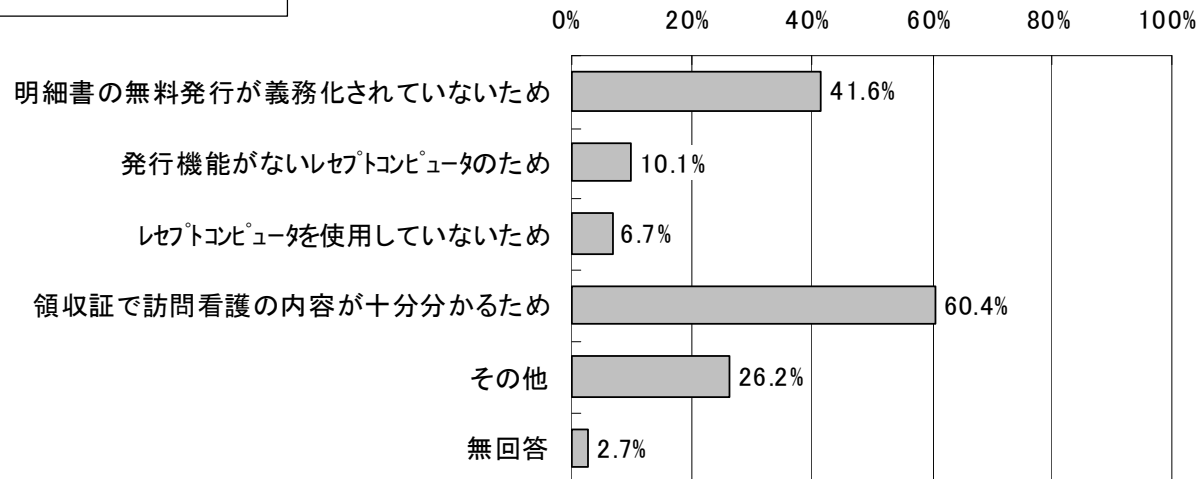
※「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」「患者から不要と言われた場合には明細書を発行しないため」等の回答が多く挙げられた。

3. 歯科診療所



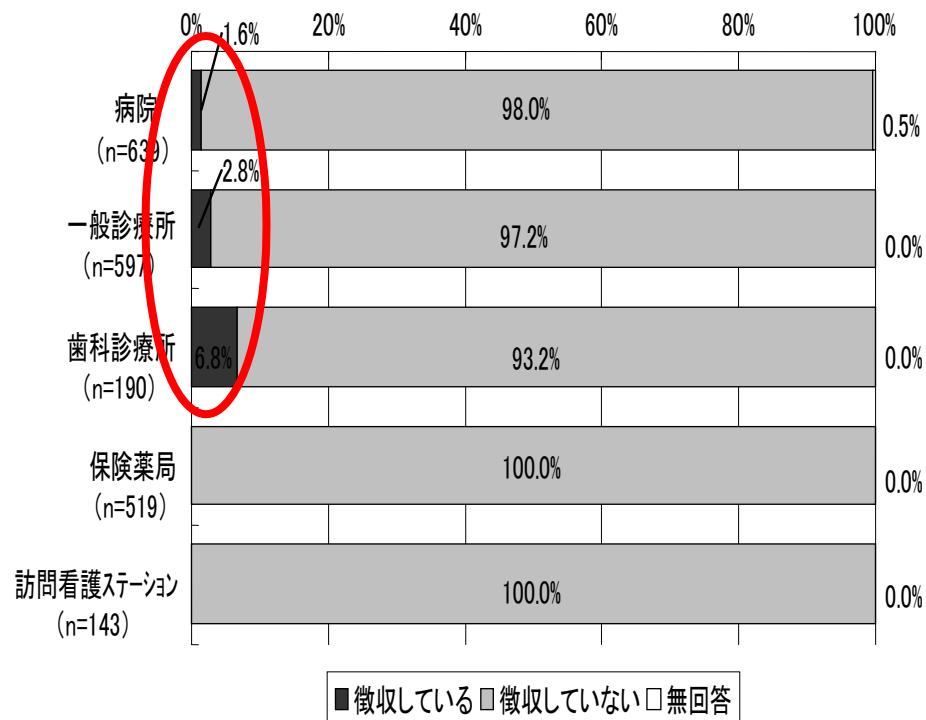
※「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」が多く挙げられた。

4. 訪問看護ステーション

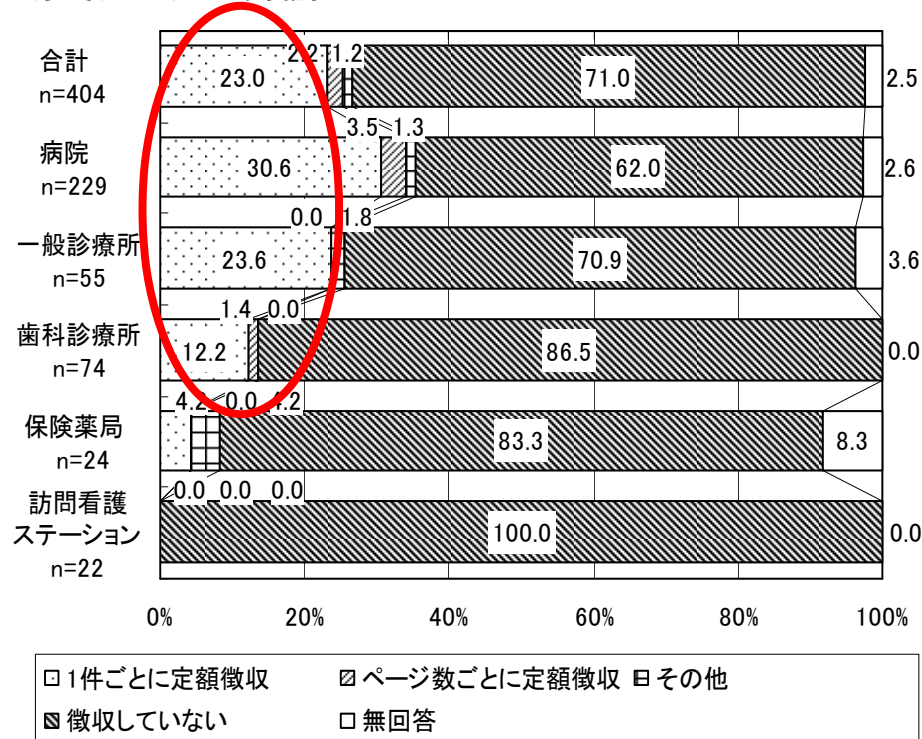


※「その他」の具体的な内容として、「患者の要望がないため」「領収証・請求書で訪問看護療養費内容がわかるため」「自己負担のない患者には発行しないため」等の回答が挙げられた。

明細書発行に係る費用徴収の有無(施設調査)



(参考) 平成21年度調査



費用徴収額

(円)

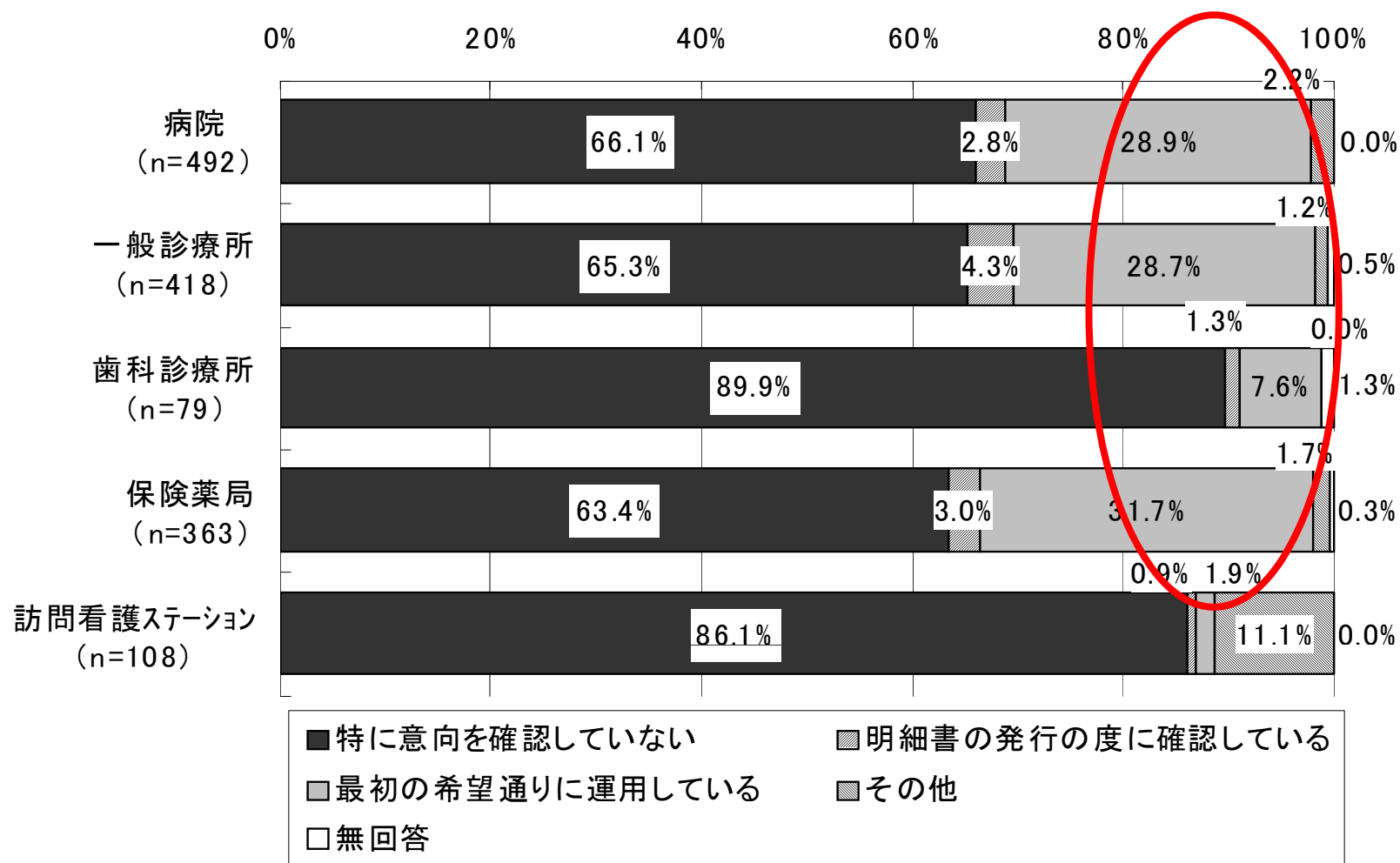
施設種別	件数 (件)	平均値	標準偏差	中央値
病院	9	411.7	436.7	210.0
一般診療所	15	65.1	141.6	10.0
歯科診療所	13	695.0	1,337.3	300.0
保険薬局	0	-	-	-
訪問看護ステーション	0	-	-	-

(参考) 平成21年度調査

施設種別	件数	最大値	最小値	中央値	平均値	標準偏差
合計	n=98	3,000	10	460.0	527.6	578.8
病院	n=73	2,100	10	50.0	452.2	385.4
一般診療所	n=13	3,000	100	500.0	675.8	785.3
歯科診療所	n=10	3,000	30	307.5	849.5	1,171.9
保険薬局	n=2	1,050	360	705.0	705.0	487.9
訪問看護ステーション	n=0	-	-	-	-	-

発行に関する患者の意向確認の方法(施設調査)

【全ての患者に明細書を無料発行している施設】



※回答の表現は正確には下記のとおりである。

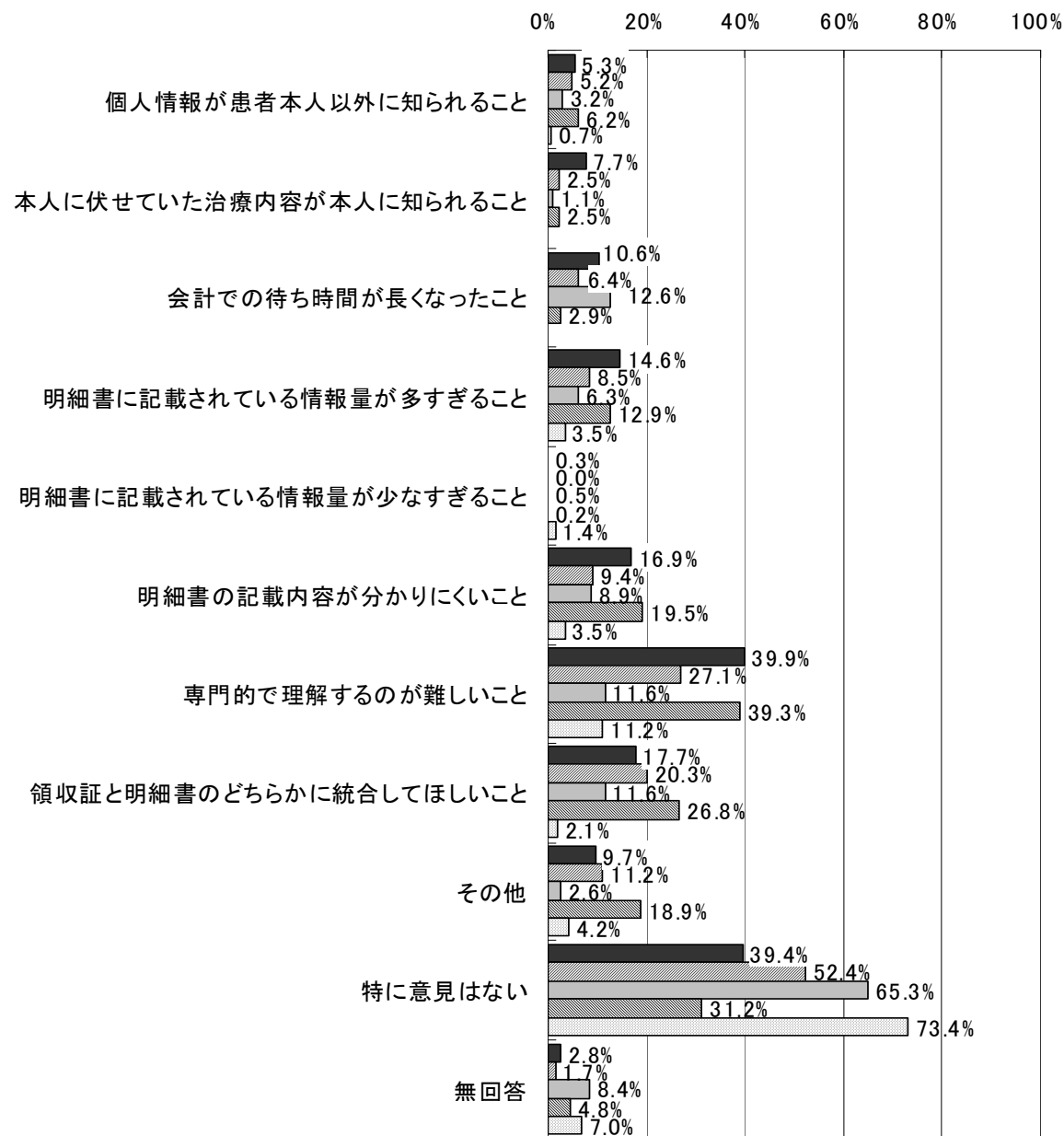
「特に意向を確認していない」:「『明細書は不要』との申し出がない限り、特に意向を確認していない」。

「明細書の発行の度に確認している」:「明細書の発行の度に、発行を希望するかどうかを患者に確認している」。

「最初の希望通りに運用している」:「最初に明細書を発行する際、発行の希望の有無を聞き、それを記録して、それ以降の受診時の際にも最初の希望通りに運用している」

・「その他」の具体的な内容として、「申し出のある場合のみ発行」が多く挙げられた。

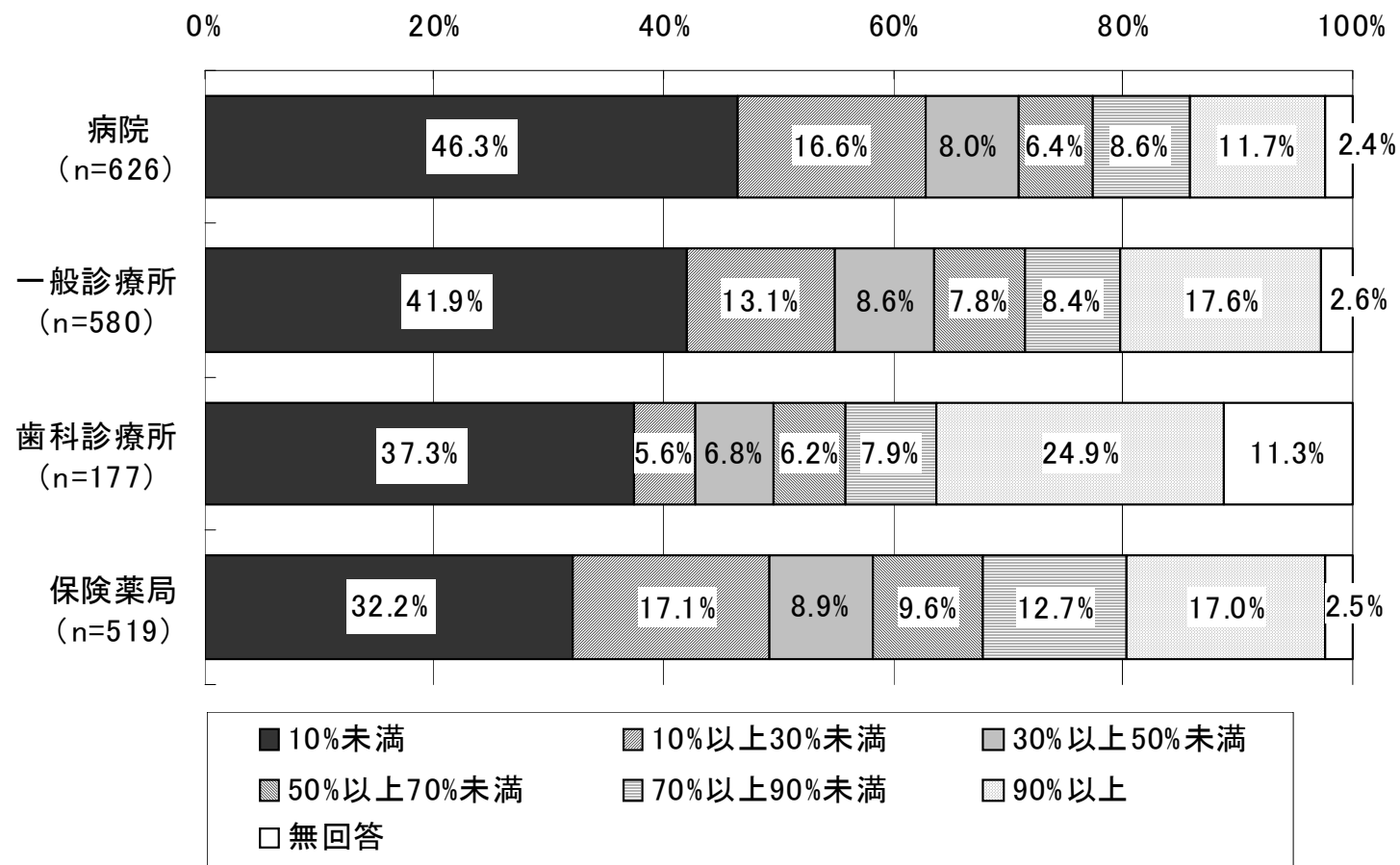
明細書についての患者からの意見(複数回答)(施設調査)



■ 病院 (n=639)
 ▨ 一般診療所 (n=597)
 □ 歯科診療所 (n=190)
 ▩ 保険薬局 (n=519)
 □ 訪問看護ステーション (n=143)

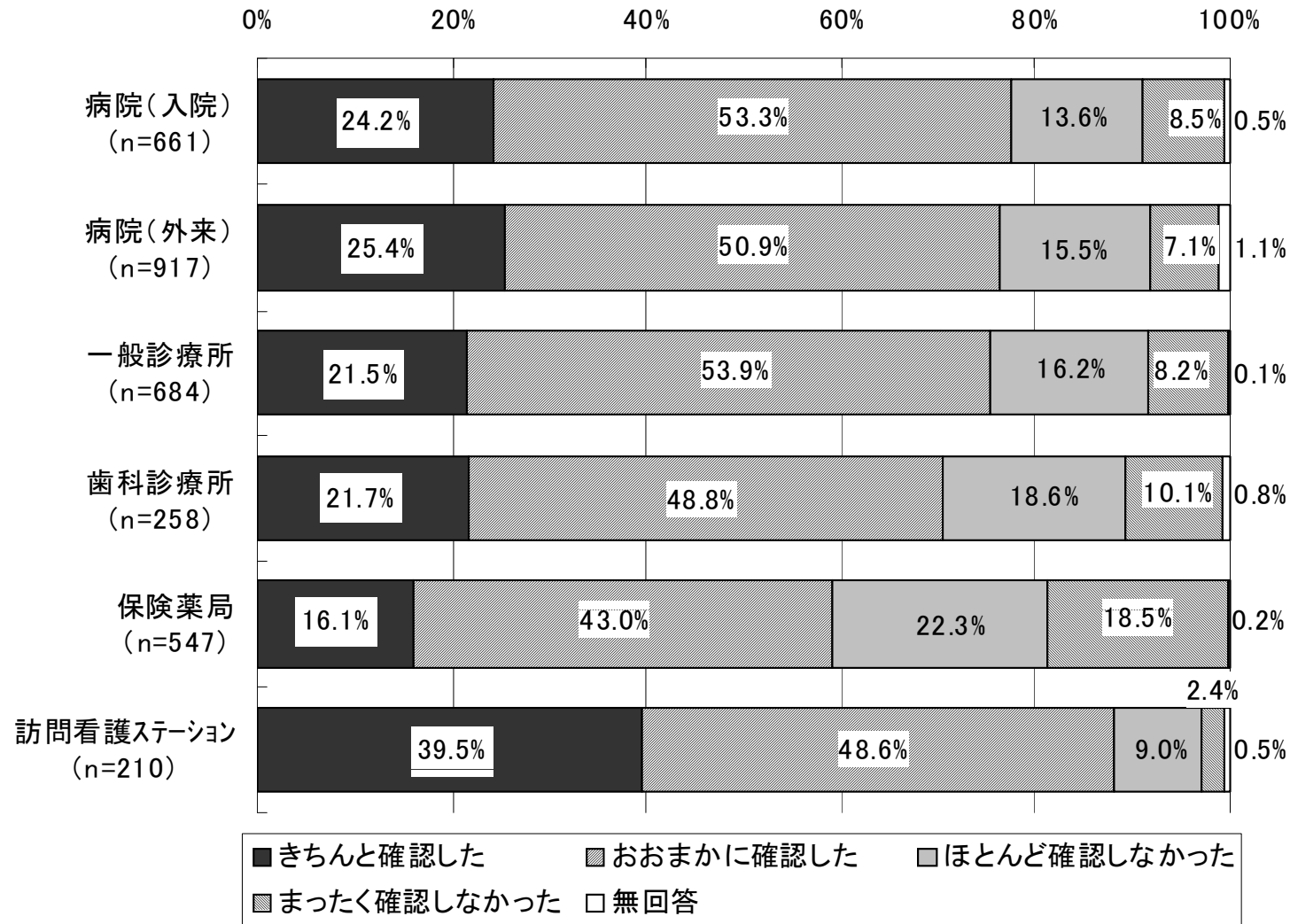
医療機関に対して寄せられた患者の意見を調査したもの

明細書無料発行後における明細書を希望しない患者の割合(施設調査)

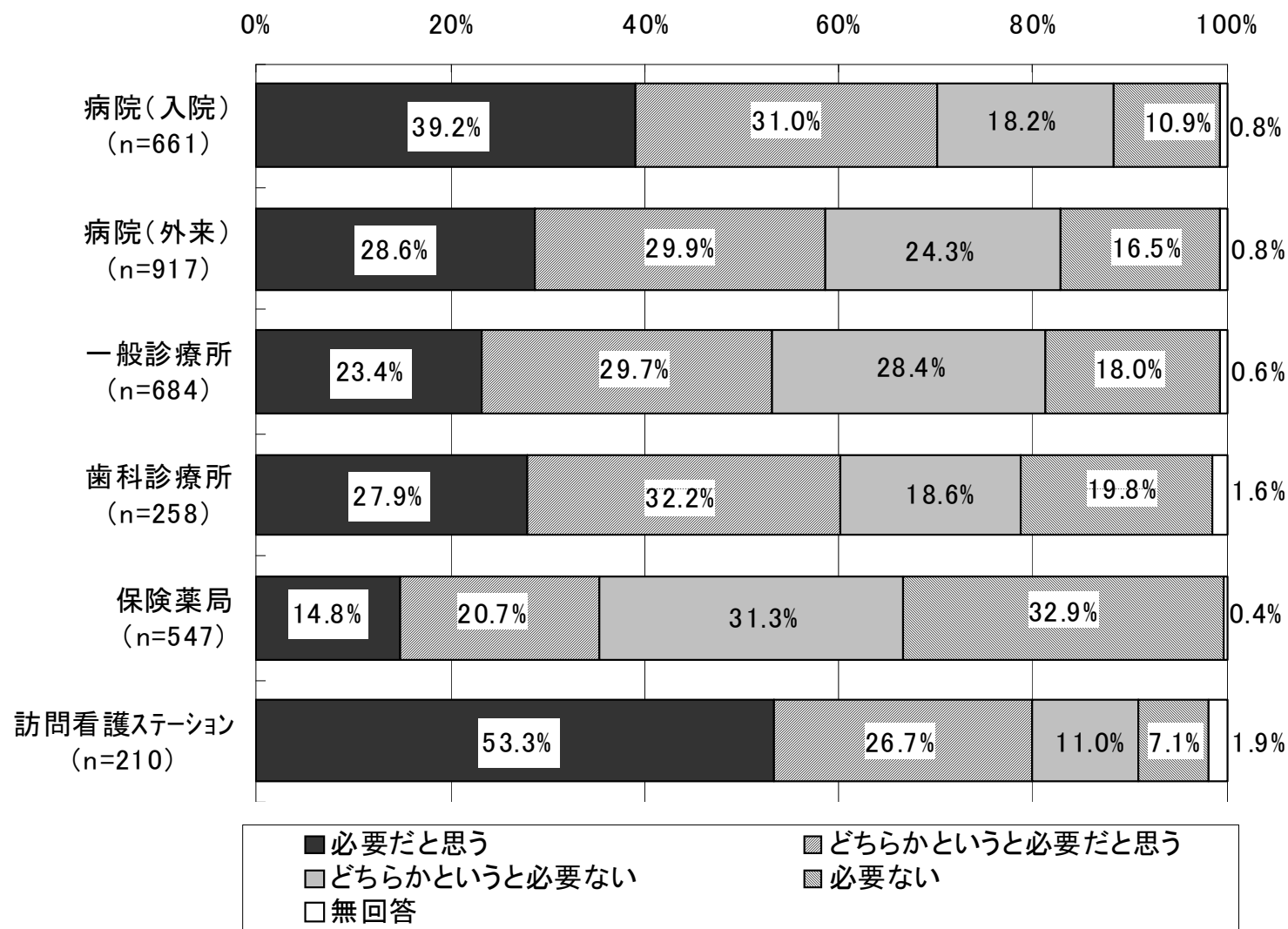


(2) 患者調査（平成22年11月末現在の状況調査）

明細書の内容の確認状況



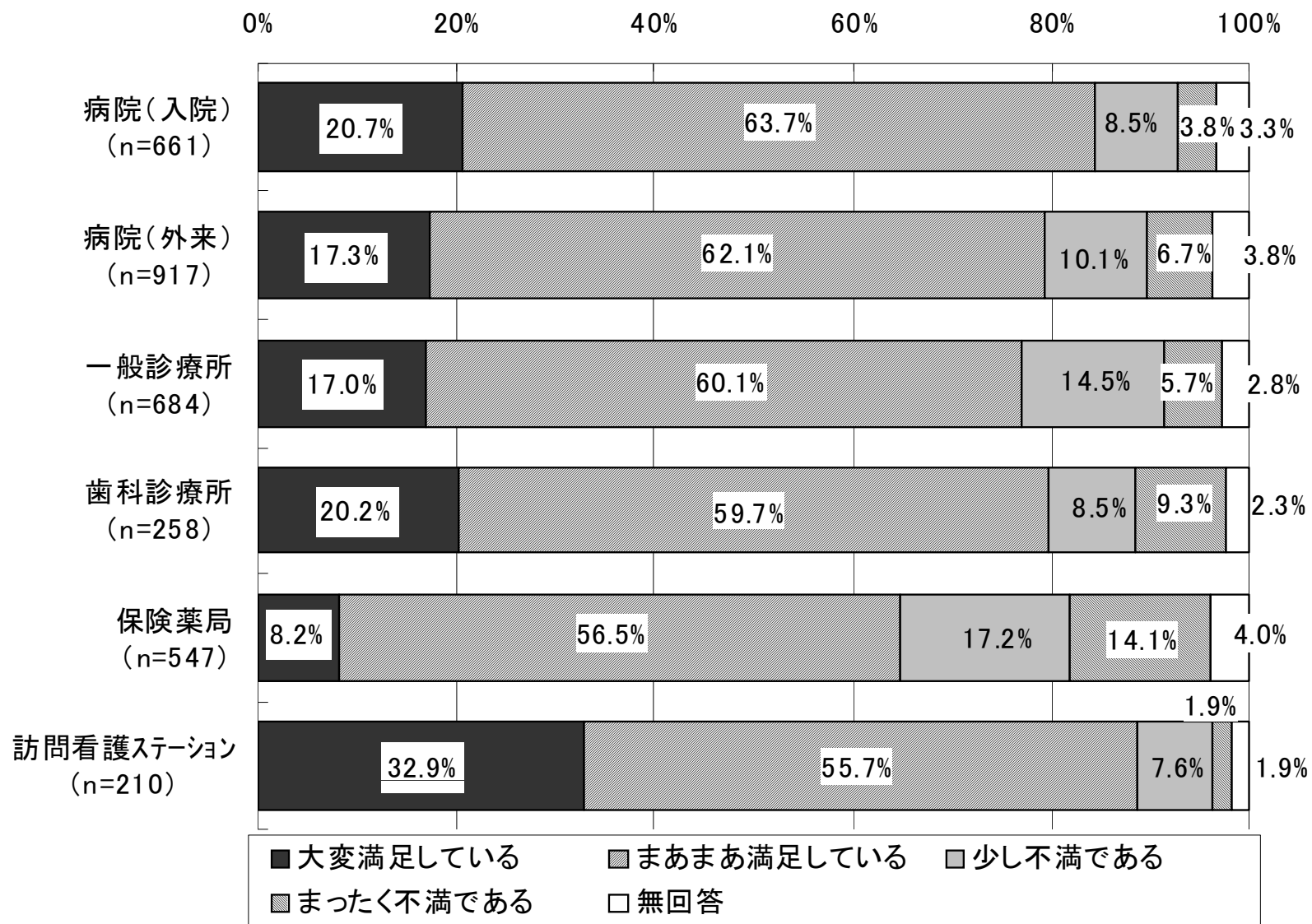
明細書の必要性(明細書を受け取った人)(患者調査)



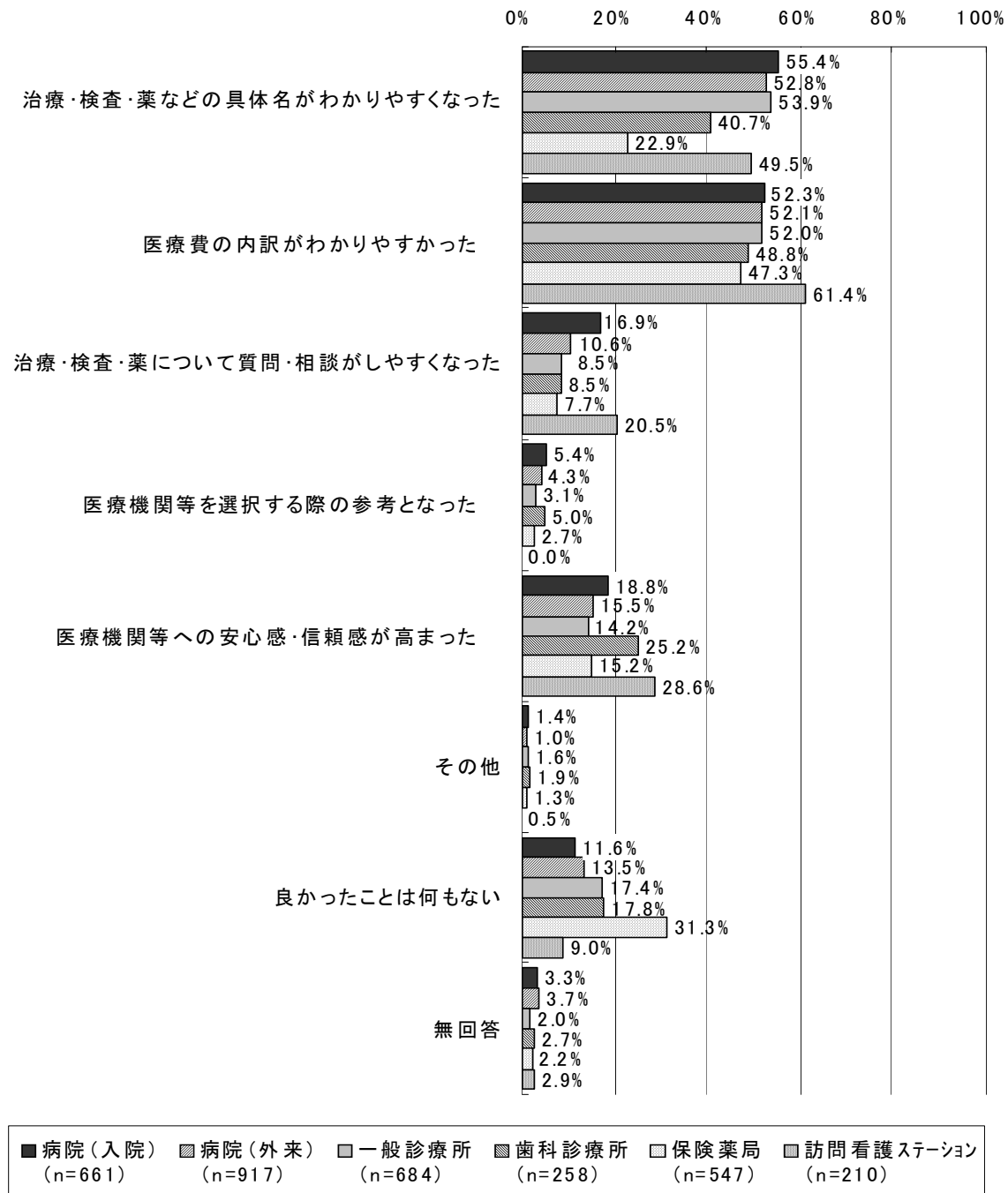
中医協診療報酬改定結果検証部会の評価

保険薬局においては、調剤した薬を渡す際に、お薬手帳などの、薬の内容がわかる書面を別途渡しており、このため、明細書を不要と考える患者が多かったのではないかと考えられる。

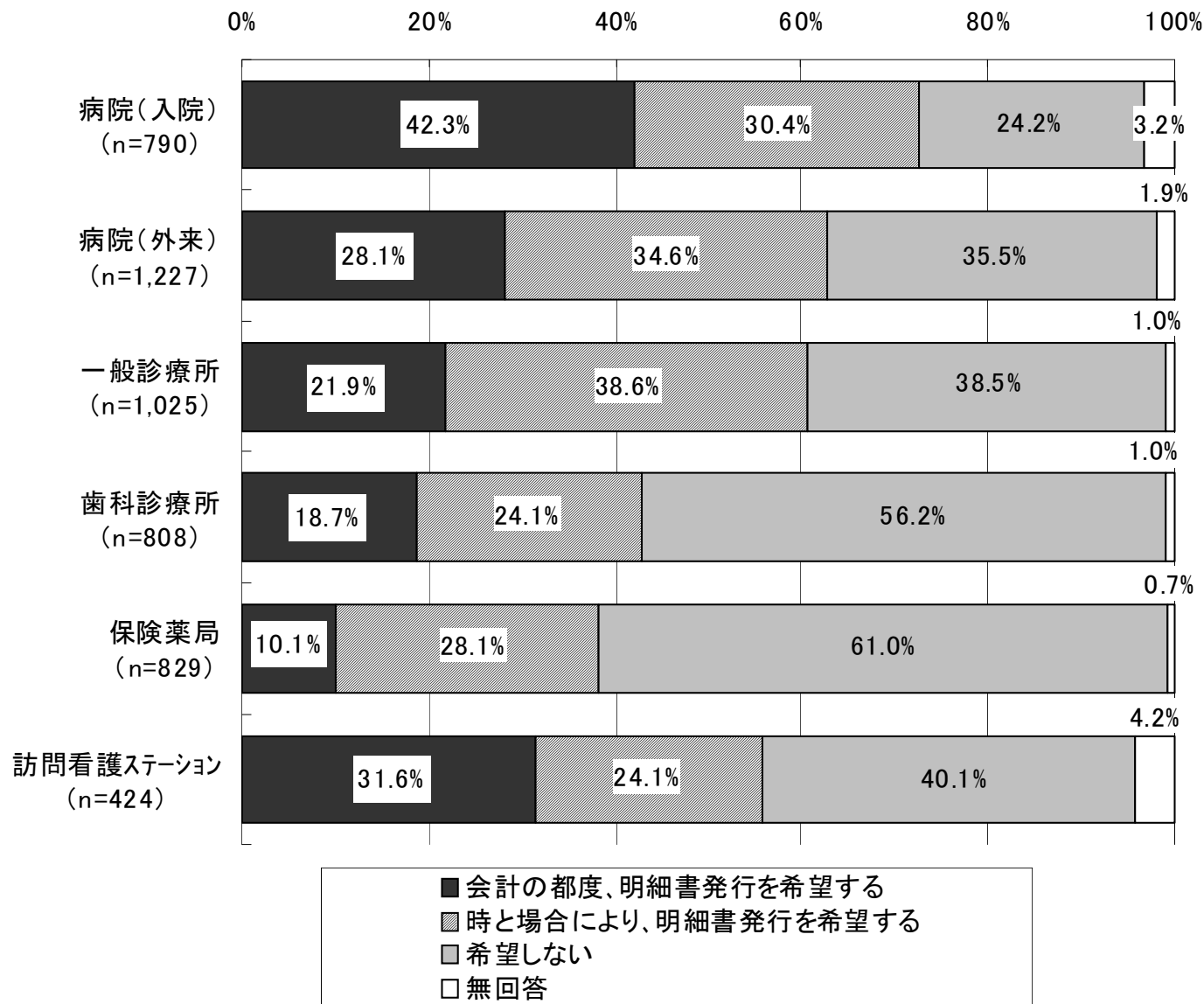
明細書受取の満足度(患者調査)



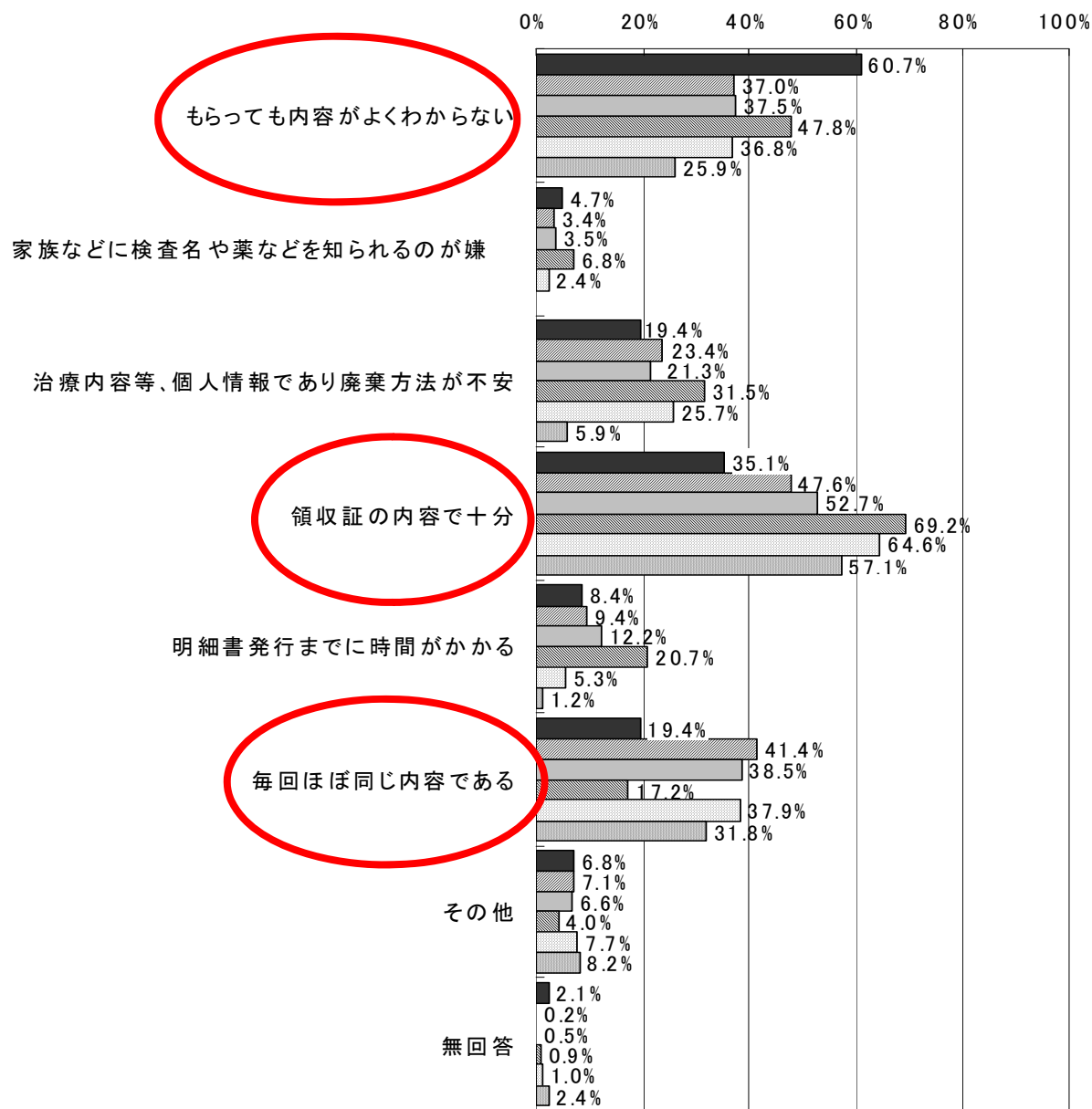
明細書を受け取って良かったこと(患者調査)



明細書無料発行に関する今後の希望(患者調査)

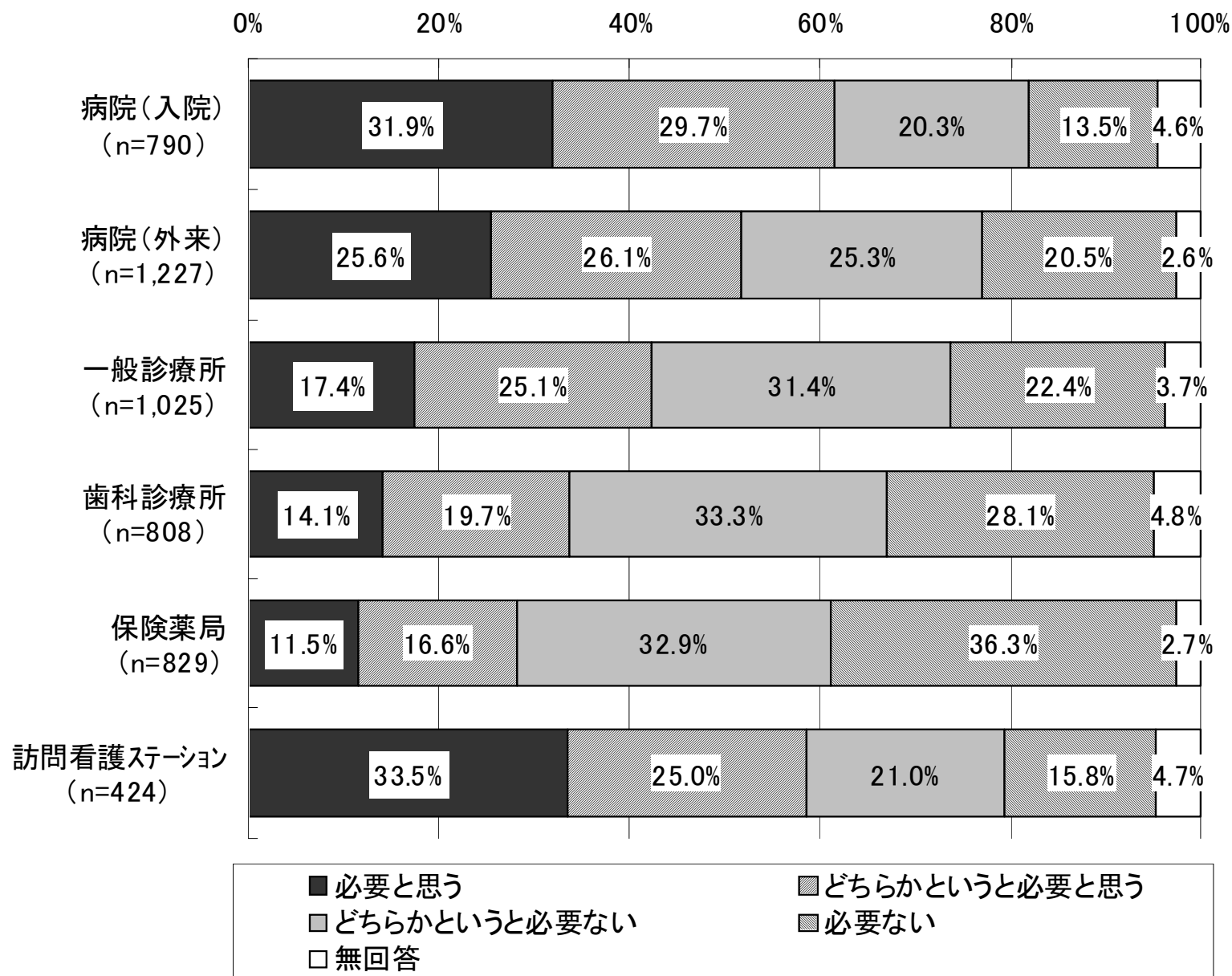


明細書無料発行を希望しない理由(患者調査)



■病院(入院) (n=191)
 ■病院(外来) (n=435)
 ■一般診療所 (n=395)
 ■歯科診療所 (n=454)
 ■保険薬局 (n=506)
 ■訪問看護ステーション (n=170)

明細書無料発行の制度の必要性(患者調査)



○鈴木委員

- ・ 不要と考える方が2割から4割、今後について希望しないという方が3割から4割とかなり多い。この方々に無理やり持っていったら必要があるのか。毎回同じとか、そういうような方にまでそういうことをする必要があるのか。
- ・ 持ち帰ったとして、ずっととっておくという人がどのくらいいらっしゃるのか。

○安達委員

- ・ 調査票に回答した患者の中でも要らないという方もいるが、では、回答していない残り8割の方は、そもそもどうなのか。実際には、相当多くの方が本当は要らないと言っているに等しいのではないか。
- ・ 1回もらって、あとは同じ内容であれば要りませんよという人たちがかなりいるのでは。ただ、診療内容が変わったときは、医療機関の方は、もう少し丁寧に対応すべき。

○堀委員

- ・ 歯科は、細かい中身が多過ぎ、結果として見ても分かりづらい。今後、より分かりやすい内容にさせていただく方向で御検討をお願いしたい。
- ・ 医療を提供しても、診療報酬上、明細書として患者さんが見たときに、前回と同じとをやっているのに違うというのが出てくるので、どうやって分かりやすく御理解いただくか、そういう周知についても今後の検討課題ではないか。

○白川委員

- ・ 明細書の発行を受けることは、患者として当然の権利ではないか。自分が受けた医療がどういう医療で、それに幾ら払ったのかと知るのが患者の権利。

○花井委員

- ・ 明細書発行に関する患者意向の方法で、最初に明細書を発行する際、最初の希望を聞いて、それ以降は、それにならって対応しているというのは、そもそも明細書発行の趣旨からいうと、いいのか。
- ・ 全ての患者に無料発行していない施設において、今後、整備予定や予定がないと言い切られてしまっていること自体は問題があるのか、ないのか。
- ・ 国民の医療に対してのリテラシーというのが基本。単純に個人的に要らないと言え、要らないが、やはりできるだけこういうものを理解していったということを、診療現場でもやっていただきたい。

5. 論点

- (1)「正当な理由」に該当するため義務の対象となっていない医療機関について、今後の取扱いをどうすべきか。
- 「正当な理由」に該当する場合には実費徴収を行うことが可能とされているが、これをどう考えるか。
(徴収額が大きい場合には、患者の明細書発行の希望に影響を与えるのではないか。)
 - 無料発行の義務の対象外となる「正当な理由」の内容をいかに担保するか。
(現在の医療機関、薬局の届出事項に関して、再度の確認が必要かどうか。)
- (2)不明確な運用事例、不適切な運用事例について明確化することにより、明細書の発行を促進してはどうか。
- 例) 無料発行が義務となっている医療機関に係る事項*
一度患者の希望を聞き、毎回同一の内容であること等により不要と言われた場合に、その後診療内容が変わっても発行の有無を改めて聞くことなく発行を行わないケースをどう考えるか。
一方で、患者からは同一内容のため明細書は不要とされるケースもあることから、こうした場合には、柔軟に取り扱ってかまわないことを明確化する必要があるか。
- 例) 無料発行が義務となっておらず、希望者にのみ発行している医療機関に係る事項*
明細書の発行に際し、申込書を記載させる等、患者に煩雑な手続きを求めるものについては、患者の明細書発行の希望に影響を与えるのではないか。
- (3)その他
- 明細書の内容が分からない、毎回同一であるといった理由により明細書を不要と考える患者も一定数いることから、こうした患者に対する明細書発行の意義等の周知方法をどのように考えるか。